

## 空き地所有者の皆さまへ

土地所有者には、その土地を管理する責務があります。周辺の住環境に悪影響を及ぼさないよう、普段から所有している土地を見回るとともに、草刈りや柵の設置をするなど、適正な管理をお願いします。



### ■空き地の放置等により発生する問題(適正に管理されていない)

- 病害虫(蚊・ハエ・毛虫等)が発生する。
- ごみ等の不法投棄を誘発(不法投棄物の処理費用は、土地の所有者負担)する。
- 空き地の草木が道路にはみ出ると、歩行者や車両の視界を妨げ、事故を誘発する。
- 枯れ草の状態となり、火災が発生しやすくなる。

### ■越境竹木に関する法律が令和5年4月に改正されました。

これまで、隣の土地から境界を越えて木の枝が侵入してきた場合、自分で切り取ることはできず、その木の所有者に切ってもらうか、訴えを起こして切除を命ずる判決を得て強制執行の手続きをとる必要がありましたが、令和5年4月1日の民法改正により、以下の条件を満たした場合、自ら枝を切ることができるようになりました。

- 令和5年4月1日の民法改正により、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるという原則を維持しつつ、次のいずれかに該当する場合は、越境された土地の所有者が枝を切り取ることができることとなりました。
  - 竹木の所有者に越境した枝を切除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
  - 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき。
  - 急迫の事情があるとき。
- 民法改正により、越境してきた竹木を切り取ることができるようになる一方で、必要以上に枝を切りすぎてしまい、相手方とのトラブルを招く可能性もありますので、枝の切り取りを検討している場合は、事前に法律事務所等へ相談することをお勧めします。

お問い合わせ: 村民課 ☎966-1205

## 特定外来生物

# 「ツルヒヨドリ」に**注意**してください!



ツルヒヨドリは、驚異的な繁殖力を持ったつる性の植物です。一つの株を放っておくと、1年間で25m四方に広がってしまうため、農作物にも大きな被害を及ぼす可能性があります。発見したらすぐに防除することが必要で、自身の所有する土地や建物にツルヒヨドリが生えていた場合は、自身で防除しなければなりません。



### 見つけたらどうすればいいの?

- 種が付いている場合は、飛び散らないように種子を先にとってください。
- 根を残さないように丁寧に抜き取ってください。

